令 和　 8年 度

業務設計書（公示用）

業務名：　社会資本整備総合交付金事業　令和８年度　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）その２

令和　 8年　 5月　　単価適用

都市局　市街地整備部　開発指導課

業務説明書

１．概要

計画準備：一式　基礎資料収集：一式　数値標高モデルの精度管理：一式　差分図作成：一式　盛土可能性箇所抽出：一式　現地確認：一式　一覧表及び位置図の作成：一式　応急対策の必要性判断とりまとめ：一式　安全性把握調査の優先度評価とりまとめ：一式　既存盛土カルテ作成：一式
※個人情報取扱事務

２．場所　　札幌市内

３．期間　　契約書に示す着手の日から令和 9年 3月17日までとする。

４．図面　　別添のとおり（業務範囲図）

５．仕様書　　札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、宅地造成・特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針、基礎調査実施要領（既存盛土調査辺）、盛土等の安全推進ガイドライン及び同解説、その他関連資料、特記仕様書による。

６．特記仕様書　別添のとおり。

（　　）	業務名	社会資本整備総合交付金事業　令和８年度　宅地造成及び特定盛土 等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）その２

１．積算金額

区　分		設計金額　（円）
業　務　委　託　費		
内訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

令和8年度　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）その2特記仕様書

1 目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）第4条に規定する基礎調査のうち、盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査（以下、「既存盛土調査」という。）として、規制区域内に存在する既存盛土等の分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価等を行うことを目的とする。

2 法律等の遵守

本業務は、契約書及び本仕様書の他、以下の関係法令等に基づいて実施するものとし、本仕様書に定めのない事項については委託者と別途協議のうえ、定めることとする。なお、（1）～（4）は国土交通省ホームページよりダウンロードが可能である。

（1） 盛土規制法、同施行令、同施行規則
（2） 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
（3） 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）
（4） 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（以下「ガイドライン同解説」という）

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月17日までとする。

4 業務範囲

調査範囲は札幌市域のうち、別紙の範囲を対象とする。

5 業務内容

（1） 計画準備

本業務の目的を考慮し、合理的かつ能率的な業務遂行のために必要な業務体制・配置計画、業務工程、業務実施方法等を内容とする業務実施計画書を作成し、本市へ提出のうえ承認を受けること。

（2） 基礎資料収集

本業務を達成するために必要な資料等を収集すること。なお、本市では下記資料の収集を想定しているが、この他の資料の収集を妨げるものではない。

＜参考＞	エリア	宅地造成後の基礎資料	宅地造成前の基礎資料
都市計画区域内	H28,H31大規模盛土造成地1次ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ実施範囲	最新のDEM5A（国土地理院）	H28,H31 DEM成果（市） 国土地理院により発行されているSfM-MVS技術を用いた疑似DEMデータ※1
	H28,H31大規模盛土造成地1次ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ実施範囲外		国土地理院により発行されているSfM-MVS技術を用いた疑似DEMデータ※1
都市計画区域外	都計外の全て		DEM5A（国土地理院） DEM10B（国土地理院） 国土地理院により発行されているSfM-MVS技術を用いた疑似DEMデータ※1

※1　URL:https://research-opendata.gsi.go.jp/tech_data/2026-002-G/2026-002-G-lp.html

（3） 基礎資料の精度検証

尾根部、谷部、崖地等の詳細な地形を再現する必要があるため、段彩陰影図等を作成して地形の再現精度を確認する。精度検証にあたっては、SfM-MVS技術を用いて作成した疑似DEMデータの特性を考慮し、必要に応じて山間部において樹木のフィルタリング等データの補正を行い、委託者の確認を得ること。

（4） 既存盛土分布調査

① 差分図作成

（3）の検証結果を踏まえ、盛土等抽出に必要な差分図を作成する。なお、図面は国土地理院の4分の1地域メッシュ単位でPDFファイルに取りまとめること。

② 盛土等の抽出

①で作成した差分図等を用いて、下記条件の盛土等を抽出すること。盛土等の抽出は、原則として7月末までに終え、委託者の了承を得たうえで（5）の作業を行うこと。

・盛土規制法上許可又は届出が必要な盛土であり、面積が500m2以上かつ高さ2m以上のもの ・切土高が15m以上で、土砂災害警戒区域内（急傾斜地の崩壊）に指定されている切土

③ 盛土等造成地の精査

②で抽出された盛土等を対象として、次の要領に基づき、現地調査を行うべき箇所を精査すること。

イ）ガイドライン同解説に基づき対象外とするもの

- 道路、公園、河川など、公共施設用地において行われた工事によるもの
- 鉱山保安法に基づく鉱物の採取、採石法に基づく岩石の採取など、災害の発生する恐れがないと認められるもの
- 本市が宅地耐震化推進事業で抽出した大規模盛土造成地　など

＜（参考）：ガイドライン同解説P1-16～18＞

ロ） 委託者と協議のうえ、調査対象とするか否かを決定するもの

- 施設管理者や用途が不明確なもの：外見上は公共施設等に見えるが、民間管理の施設（民間病院、民間緑地等）である可能性がある場合や、過去の公共施設（採石場跡地やため池跡地等）が廃止・転用されている可能性があるもの。
- 危険性が認知されているもの：規制対象規模未満や対象外の施設であっても、過去に災害が発生した箇所や、パトロール等により著しい変状等の危険性が確認されているもの。
- 委託者から提供される資料において既知である盛土等。
- その他、調査対象に含めるかどうかの判断に疑義が生じた場合。

（5） 現地調査

（4）で把握した盛土等について、応急対策の必要性および安全性把握調査を実施する優先度を判断するため、公道等からの現地確認を行う。

また、机上では造成行為の有無の判断がつかないものについても、現地調査により盛土等造成地かどうかの確認を行う。

盛土、切土の様子が茂みで覆われている場合等、公道等からの現地確認が困難で、他人の占有する土地（民有地等）へ立ち入る必要がある場合は、書面の配布（調査概要や協

力依頼等)、個別訪問などの必要な情報提供および手続き を適正に行い確認すること。
なお、立入りにあたっての事前協議や許可の手続き等の詳細については、「8 第三者への土地の立入について」の定めに従うものとする。
また、現地踏査等については、積雪により現地の確認が困難となることを考慮し、原則として降雪前に完了するよう適切な実施工程を策定のうえ、あらかじめ監督員と協議し実施すること。
本業務においては、盛土可能性箇所抽出の結果必要となる、現地調査、応急対策の必要性判断とりまとめ、安全性把握調査の優先度評価取りまとめ、既存盛土カルテ作成をそれぞれ111箇所と想定している。実際に抽出した結果の必要となる箇所数と相違する場合は設計変更の対象とし、本市と協議すること。

(6)一覧表及び位置図の作成
(4)、(5)の結果を踏まえ、盛土等の位置情報等を整理した一覧表及び位置図を作成すること。
なお、一覧表には、盛土等の所在地のほか、適宜面積や造成年代等を含めるものとすること。

(7)応急対策の必要性判断
(5)の現地調査により、盛土等造成地の応急対策の必要性を判断する。応急対策が必要な盛土等の判断については、ガイドライン同解説 P.1-44～1-50を参照すること。

(8)安全性把握調査の優先度評価
(5)の現地調査により、安全性把握を実施する。安全性把握調査を実施する優先度の評価については、ガイドライン同解説 P.1-51～1-91を参照すること。

(9)既存盛土等カルテ作成
(5)～(8)の業務を踏まえ、盛土規制法の適切な運用及び盛土等の効率的な管理に向けて効率化が図られるよう、既存盛土等のカルテを作成する。なお、カルテの作成にあたっては、ガイドライン同解説 P.1-42～1-43 参考4.4の様式(既存盛土等カルテ)等を参考にとすること。

(10)照査
盛土等可能性箇所抽出後及び業務完了前に次の事項を照査する。
1 本仕様書及びその他の諸基準との整合
2 打合せ記録との整合
3 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

(11)報告書作成
次期調査に向けた課題や今後の対応案を申し送り事項として記載し、分かりやすくとりまとめた報告書を作成する。(報告書A4版:1部、DVD-R等に格納した電子データ:2枚)電子データには作成したDEM等のオリジナルデータを格納すること(Shapeファイル等)

6 貸与資料
(1)「盛土による災害防止に向けた総点検」に関する資料
ア 国からの依頼文、補足資料等
イ 札幌市における調査結果
(2) 宅地耐震化推進事業の関連資料

（3） 宅地造成等規制法、及び都市計画法に基づく開発許可の許可申請書類
（4） 平成28年度　大規模盛土造成地変動予測調査業務（第一次スクリーニング）報告書
（5）平成31年度　大規模盛土造成地変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画）報告書
（6）令和7年度　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）
（7） 盛土規制法にかかる許可申請の手引き（札幌市）
（8） 札幌市において過去に行われた開発行為、規制法許可の位置を示したShapeデータ。

7 業務従事者

本業務の主任技術者は以下のいずれかの資格要件を満たす者とする。このほか、地盤品質判定士の資格を持つものを本業務に従事させることとする。

1）技術士　総合技術監理部門「建設―土質及び基礎」又は「応用理学-地質」
2）技術士　建設部門「土質及び基礎」又は応用理学部門「地質」
3）RCCM「土質及び基礎」又は「地質」

8 第三者への土地の立入について

（1） 第三者への土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ「土地立入証（身分証明証）交付願い」（様式1）を委託者に提出し「身分証明書」の交付を受け、現地立会に際しては、これを常に携帯しなければならい。また、立入作業終了後、10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。
（2） 点検のため第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけてはならない。
（3） 第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ委託者と協議すること。
（4） 調査時に民有地へ立ち入る必要がある場合には、許可を得たうえで調査（点検）することとする。

9 業務報告及び打ち合わせ協議

業務の進捗を報告するため、「業務報告書」（様式2）に業務月報（様式3）を添付し、翌月初めに担当職員に提出するものとする。

打ち合わせ協議は、着手時1回、中間3回、業務完了時1回を想定している。なお、各打ち合わせ協議時には、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合せ簿（様式4）で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

10 資料及び成果品の扱い

委託者より貸与された各種資料について、受託者はその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いには十分注意するものとする。また、本業務で得られた資料及び成果品は、委託者の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

11 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

12 その他

・本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
・本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
・業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
・受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
・業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項
（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受託者は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

４　受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

４　受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第６条　受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
２　受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。
３　受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 再委託先の名称
(2) 再委託する理由
(3) 再委託して処理する内容
(4) 再委託先において取り扱う情報
(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
４　受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
５　委託者が第２項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
６　委託者が第２項から第４項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
７　前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）
第７条　受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第８条　受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第９条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第１０条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第１１条　受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第１２条　受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

２　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

３　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　受託者は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第１３条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第１４条　委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

２　委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

２　受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１６条　委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１７条　受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙・業務範囲図

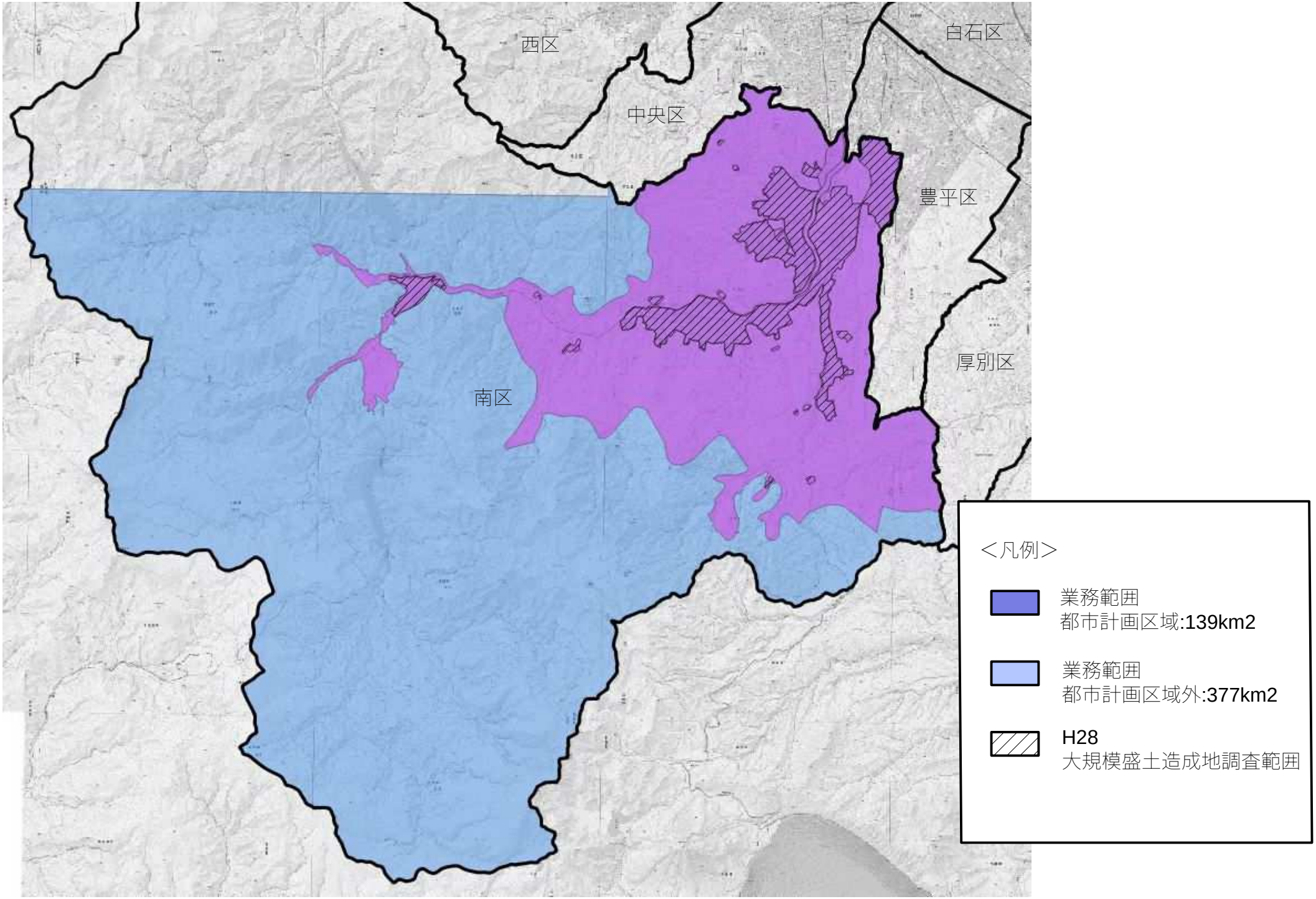
西区
白石区
中央区
豊平区
厚別区
南区
＜凡例＞
業務範囲
都市計画区域:139km2
業務範囲
都市計画区域外:377km2
H28
大規模盛土造成地調査範囲